

報 道 資 料

令和5年5月22日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、足立
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第273号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第422号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和5年5月22日
- ◎ 実施機関：総務部 総務厚生センター
- ◎ 対象行政文書：奈良県庁（奈良市登大路町にある事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため

- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の不存在

審査請求人は、産業医による巡視（以下「本件巡視」という。）が行われているはずであり、本件巡視に関する文書（以下「本件対象文書」という。）が作成されている旨主張しているため、以下検討する。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第15条第1項によると、「産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

一方、実施機関は、令和3年4月1日から6月30日までの間（以下「本件対象期間」という。）、産業医による巡視は行っておらず、本件対象文書を作成していなかった旨説明している。

そこで、本件巡視の実施状況について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件対象期間には、本件巡視を行っておらず、それに係る記録も作成していないとのことであった。

また、実施機関によると、職場巡視の実施結果については、県が設置する中央安全衛生委員会で報告しているとのことである。

そこで、当審査会が令和4年5月27日に開催された第69回中央安全衛生委員会の資料を見分したところ、令和3年度は、本件巡視を令和3年10月1日及び10月22日の2回実施しているが、本件対象期間に実施された事実は確認できなかった。

これらのことから、本件対象期間の間、本件巡視を実施したという事実は確認できず、本件開示請求時点において、本件対象文書を作成していないという実施機関の説明については、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認せざるを得ないと判断する。

2 事案の経緯

| | | | | |
|--------|------|--------|----------|----|
| ① 開示請求 | 令和4年 | 3月13日 | | |
| ② 決 定 | 令和4年 | 3月24日 | 付けで不開示決定 | |
| ③ 審査請求 | 令和4年 | 4月16日 | | |
| ④ 諮 問 | 令和4年 | 5月17日 | | |
| ⑤ 経 過 | 令和4年 | 11月11日 | 第263回審査会 | 審議 |
| | 令和5年 | 1月19日 | 第264回審査会 | 審議 |
| | 令和5年 | 4月21日 | 第265回審査会 | 審議 |